

媛剣連第74号
令和6年9月5日

加盟団体長 様

(一社) 愛媛県剣道連盟
会長 俊野 徹人

愛知(剣道七・六段) 東京(剣道八・七・六段) 審査会実施について

標記審査会が、別紙要項により実施されます。

加盟団体長におかれましては、会員有資格者に周知徹底され、受審希望者を取りまとめ、下記事項にご留意のうえ、審査料を添えて期日までに一括申込みをしてください。

なお、必要書類は加盟団体でまとめ、メール以外での申し込みの場合は加盟団体長の確認書(上蓋)を添付の上、提出してください。個人での送付は受けませんのでご注意ください。

*** 留意事項**

- (1) 要項の内容を十分ご確認ください。特に、『受審資格』についてご注意ください。
 - (2) 諸事情による、申込み取消しについては、下記期日までにご連絡ください。 下記期日までの申し出の場合は、審査料の返金手続きができます。
 - ・「愛知七・六段」：10月31日(木) 17:00までに
 - ・「東京七・六段」：11月6日(水) 17:00までに
 - ・「八段」：11月18日(月) 17:00までに愛媛県剣道連盟にご連絡ください。
- ※返金については、振込手数料を差し引いた金額を返金致します。
- (3) 申込み取り消し期日がそれぞれ違いますのでご注意ください。
 - (4) 「愛知」と「東京」の両方への申込みはできませんが、仕事等の都合での止むを得ない場合、受審地の変更が認められます。
- (※10月25日(金) 17:00までに愛媛県剣道連盟までご連絡ください)
- (5) 東京・八段審査会については2日間で実施するため、個人の審査申込書(第5号様式)の右上に、受審希望日を必ず明記してください。

全剣連からの依頼により、受審申込日に大きな差異が生じた場合、人員調整を計ることがありますので、その際にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。